

令和4年4月1日

小・中学校の保護者の皆様へ

川越市こども政策課

学校の管理下での事故等におけるこども医療費について（お知らせ）

日頃より、福祉医療行政についてご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、学校の管理下での事故等に対する医療費について、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は、こども医療費の支給対象外になります。

つきましては、学校の管理下での事故等を原因として医療機関を受診する場合は、下記のとおり受診し、手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1 医療機関の受診について

こども医療費受給資格証を提示せず、健康保険証のみで受診してください。支払った医療費については、原則日本スポーツ振興センターの災害共済給付から支給されますので、学校へ申し出て手続きをお願いします。

2 こども医療費受給資格証を使用してしまった場合について

窓口無料となったこども医療費を市（こども政策課）に返還していただきます。その後、日本スポーツ振興センターの災害共済給付申請を行ってください。

3 日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とならなかった場合について

日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象にならない場合があります。その際は、こども医療費支給申請書に医療機関窓口で支払った医療費の領収書を添付して、こども医療費の申請をしてください。

【問い合わせ先】

川越市役所 こども政策課 こども給付担当

TEL 049-224-6278（直通）

kodomoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp